

## ○備前市事業承継支援補助事業補助金交付要綱

令和6年4月30日

告示第32号

### (目的)

第1条 この告示は、市内の中小企業者の振興を図るため、後継者を求める中小企業者及び個人事業者と意欲ある後継者による事業の承継を円滑に進めることを目的に、事業の承継に必要な施設、設備の整備改修等に係る事業について、予算の範囲内で備前市事業承継支援補助事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付に関し、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び5項に規定する中小企業者又は小規模事業者かつ日本標準産業分類による(C)～(R)の業種(別表1)に属する事業を営む者であつて、市内に本店登記がある法人又は市内に住民登録がある個人であるものをいう。ただし、別表2に掲げる業種に属する事業を営むものを除く。
- (2) 個人事業者 市内で法人の設立を行わず、自ら事業を行っているものをいう。
- (3) 被承継者 事業を引き継がせる個人事業者又は中小企業者をいう。
- (4) 承継者 事業を引き継ぐ個人、個人事業者又は中小企業者をいう。
- (5) 改装 店舗等の機能及び性能を維持又は向上させるための改築、修繕、改修、模様替え等のリフォームを行うことをいう。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、中小企業者の事業の承継に係る事業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく営業の許可若しくは届出を要する事業又は政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業を除く。

- (1) 本店の主たる事務所又は事業所が市内にあること。
- (2) 本店の主たる事務所又は事業所において、現に事業を実施しており、継続的に5年以上の事業実績を有すること。
- (3) 当該事業の承継により5年以上の事業継続が見込まれること。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるもののうち、事業の承継に必要と認められるものとする。

- (1) 事務所又は事業所の改修費等の施設の整備に要する経費
- (2) 設備改修等の設備の整備に要する経費

(3) 事務所又は事業所に係る取得価格が5万円以上の償却資産の取得に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、事務所又は事業所が併用住宅の場合は、当該事業が補助対象経費に該当する部分とそれ以外の部分とに明確に区分できる場合であつて、竣工図面、工事内容内訳書等により、これらを区分できる場合に限り、補助対象経費とする。

(補助金交付対象者)

第5条 この補助金の交付対象者は、中小企業者にあつては、当該事業を実施する中小企業者の代表者とし、個人事業者にあつては、前条の補助対象経費の支払を行った承継者又は被承継者のいずれかとする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条に規定する暴力団員等と認められる者

(2) 市税に滞納がある者

(3) この告示による補助金のほかに、当該補助金と同じ性質をもった起業又は改装に関する他の補助金等を受けた者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、100万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 第4条1項各号に掲げる経費の内訳が確認できる書類

(2) 承継者及び被承継者の市税の完納証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、及び必要に応じて調査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた事業内容を変更するときは、速やかに補助金変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、及び必要に応じて調査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、補助事業者に対し補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 補助事業者は、交付決定を受けた事業を取り止めるときは、速やかに事業中止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の届出書が提出されたときは、何らの手続を要せず当該申請が取り下げられたものとみなす。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、その事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業者にあつては、事業承継が確認できる履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
- (2) 個人事業者にあつては、事業承継が確認できる税務署受付印の押印された開業・廃業等届出書の写し
- (3) 事業の実施に係る領収書等の写し
- (4) 事業の実施内容が確認できる書類(事業内容のわかるもの)
- (5) その他市長が認める書類

(確定及び通知)

第11条 市長は、前条の実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知(様式第7号)により当該補助事業者に対し通知するものとする。

(請求及び支払)

第12条 前条の規定により補助金確定の通知を受けた補助事業者が、補助金の請求をしようとするときは、補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 交付決定を受けた事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1(第3条関係)

日本標準産業分類による次に掲げる業種(カッコ内の英字・数字は分類符号)

- (C) 鉱業、採石業、砂利採取業 (D) 建設業 (E) 製造業
- (F) 電気・ガス・熱供給・水道業 (G) 情報通信業
- (H) 運輸業、郵便業 (I) 卸売業、小売業
- (J) 金融業・保険業
- (K) 不動産業、物品賃貸業 (L) 学術研究、専門・技術サービス業
- (M) 宿泊業、飲食サービス業 (N) 生活関連サービス業、娯楽業
- (O) 教育、学習支援業
- (P) 医療・福祉 (Q) 複合サービス事業
- (R) サービス業(他に分類されないもの)

別表2(第3条関係)

日本標準産業分類による次に掲げる業種

- (7291) 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの)
- (7999) 易断所、観相業、相場案内業 (803) 競輪・競馬等の競争場、競技団
- (8094) 芸ぎ業 (8096) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- (9022) 集金業、取立業(公共料金又はこれに準じるものを除く。)
- (93) 政治・経済・文化団体 (94) 宗教 (95) その他のサービス業 (96) 外国公務